

～厚生労働大臣の定める揭示事項～

2025年11月1日現在

1. 病院概要

- 名 称 : 公益財団法人 紫雲会 横浜病院（保険医療機関）
- 標 ぼう 科 目 : 精神科、内科、歯科・口腔外科
- 管 理 者 : 院 長 高久 英之
- 外来診療時間 : (精神科・内科) : 午前 9:00～11:00 (月～土)
(注) ※内科外来は月・火・木・金
(歯科・口腔外科) : 午前 9:00～11:00 (月～金)
午後13:00～17:00 (月～金)
※精神科外来：土曜午後休診、内科外来：水・土曜休診、歯科外来：土曜休診
- 所 在 地 : 神奈川県横浜市神奈川区神大寺三丁目1番12号 (代表)：045-491-2661
- 病 床 編 成 : 各病棟の編成、部屋数等について
 - 新館1階＜1A病棟＞ : 精神療養病棟入院料 (48床)
 - 新館2階＜2A病棟＞ : 精神科急性期治療病棟入院料 (44床)
 - 新館3階＜3A病棟＞ : 精神療養病棟入院料 (48床)
 - 新館4階＜4A病棟＞ : 精神病棟入院基本料15対1・看護補助加算2 (46床)
 - 本館4階＜H病棟＞ : 精神病棟入院基本料15対1・看護補助加算2 (28床)計 214床

～当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。～

2. 関東信越厚生局長への届出に関する事項

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

1) 基本診療科の施設基準に係る届出

1. 精神科地域移行実施加算
2. 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
3. 医療安全対策加算2
4. 精神科急性期治療病棟入院料1
5. 精神科急性期医師配置加算
6. 看護配置加算
7. 看護補助加算
8. 精神科身体合併症管理加算
9. 医療DX推進体制整備加算
10. 精神病棟入院基本料
11. 精神療養病棟入院料
12. 診療録管理体制加算3
13. データ提出加算

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

1. 精神科作業療法
2. 薬剤管理指導料
3. 医療保護入院等診療料
4. 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
5. 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
6. 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)
7. CT撮影及びMRI撮影

3) その他の届出

1. 入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)
2. 酸素の購入価格の届出

4) 歯科の施設基準に係る届出

1. 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
2. 歯科外来診療医療安全対策加算1
3. 歯科外来診療感染対策加算1
4. 歯科治療時医療管理料
5. クラウン・ブリッジ維持管理料
6. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
7. 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
8. 歯科技工士連携加算1
及び 光学印象歯科技工士連携加算
9. 歯科技工士連携加算2

3.入院基本料について

◇ 入院基本料に関する事項（精神病棟入院基本料 15:1）

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者15人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。また、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
なお、時間帯毎の看護職員の配置については、各病棟に掲示しております。

初診時（月1回）	医療情報取得加算（1点）
再診時（3ヶ月に1回）	医療情報取得加算（1点）

4.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び 身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書にてお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定）を満たしております。

5.診療明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口（本館 1階）にてその旨お申し出下さい。

6.オンライン資格確認による医療情報の取得

◇ 医療情報取得加算に関する事項

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しております。質の高い診療を実施するために、当院を受診した患者さまの同意に基づき、マイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行ってまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

初診時（月1回）	医療情報取得加算（1点）
再診時（3ヶ月に1回）	医療情報取得加算（1点）

7.医療DX推進のための体制整備について

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

8.ベースアップ評価料の施設基準に関する掲示

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。ご理解くださいますようお願い致します。
また、看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、2024年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。これにより6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

9. 特定入院料に関する事項

☆（精神療養病棟入院料）

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者30人に対して1人以上の看護職員（内2割以上が看護師）を配置しております。また、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
なお、時間帯毎の看護職員の配置については、各病棟に掲示しております。

☆（精神科急性期治療病棟入院料Ⅰ）

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者13人に対して1人以上の看護職員（内4割以上が看護師）を配置しております。また、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
なお、時間帯毎の看護職員の配置については、各病棟に掲示しております。

10. 特定療養費に関する事項

当院では、別紙に記載する特別療養環境室をご用意しています。ご利用を希望される場合には、詳細等をご説明を致しますので「医療福祉相談室」にお申し出ください。
なお、特別療養環境室の料金については、別掲の「特別の療養環境の提供について」をご覧ください。

11. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

● 入院時食事療養費

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)
一般 (下記以外)	一般(下記以外)	490円 指定難病患者等 280円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間90日以内 230円 過去1年間の入院期間90日超 180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円

※ 指定難病患者等:指定難病患者、小児慢性特定疾病児童 等
※ 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者
※ 低所得者Ⅰ:世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給権者

12. 私たちは患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています。(歯科:歯科疾患管理料)

13. 新しい義歯(取り外し出来る入れ歯)を作るときの取り扱い(歯科)

新しい義歯を保険で作る場合には、前回作製時より6ヶ月以上を経過していなければなりません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

14. 歯科点数表の初診料の注Ⅰに規定する施設基準(歯科)

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

15. 歯科疾患管理の注Ⅱに規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料(歯科)

当院では、患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有しています。
(ア) 経皮的酸素飽和度測定器 (イ) 酸素供給装置 (ウ) 救急蘇生セット
また円滑な対応ができるように病院である別の医療機関との連携体制が整備されています。

【連携医療機関】： 横浜市立市民病院 Tel045-316-4580

16. 歯科外来診療医療安全対策加算Ⅰ（歯科）

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

【連携医療機関】： 横浜市立市民病院 Tel045-316-4580

17. 歯科外来診療感染対策加算Ⅰ（歯科）

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

【連携医療機関】： 横浜市立市民病院 Tel045-316-4580

18. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー（歯科）

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

19. クラウン・ブリッジの維持管理（歯科）

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています。

20. 歯科技工士連携加算Ⅰ・Ⅱ（歯科）

補綴物作成に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

また必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

21. 保険外負担に関する事項（医科・歯科）

当院では、健康保険診療を主体としておりますが、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

また歯科・口腔外科における診療においては、口腔内の状況、年齢またはご希望等を考慮し、より強く長く使用できる歯科材料や、特殊な技術を用いた治療方法も同時提案させていただく場合がございます。

● 詳細につきましては下記 ＜歯科＞自由診療に関連する費用のご案内

および、別紙「保険外費用のご案内」（Ⅰ）～（Ⅲ）をご覧ください。

● 2024年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

22. 敷地内全面禁煙について

当院は、敷地内全面禁煙となっておりますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

23. 自由診療に関連する費用のご案内

<2025年11月1日現在>

料金区分	品目名・規格等	料金単位	料金（税込） 単位：円
歯冠修復 （被せ物、詰め物）	（ジルコニア） オールセラミック 冠	1歯につき	100,000円
	（メタルボンド） セラミック＋金属 冠	1歯につき	80,000円
	（e-max） ジルコニアセラミック インレー	1歯あたり 修復範囲による	30,000円 ～50,000円
	歯冠形成、咬合採得、仮歯作成	1歯または1顎	1,000円
	コア	1歯あたり	5,000円
有床義歯 （入れ歯）	ヴァルプラスト	1-7歯	50,000円
	//	8-14歯	100,000円
	エステシヨット	1-7歯	50,000円
	//	8-14歯	100,000円
その他	ホワイトニング	-	15,400円

24. 当院は個人情報保護法を順守しています。

当院は「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行条例（神奈川県）」
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等に基づき、
必要な診療情報などの個人情報を適正に利用・管理しております。
当院で管理している患者さんの個人情報の利用については、別紙「プライバシーポリシー」として公表していますので、利用目的等を確認の上ご理解いただけますようお願いいたします。

以上

(別紙) 保険外費用のご案内(Ⅰ) ~2025年11月1日現在~

当院では、以下の項目につきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。
詳細については、スタッフまでお問い合わせください。

(詳細は別紙「保険外費用のご案内」(Ⅰ)～(Ⅱ)をご覧ください。院内掲示等に記載しております。)

料金区分	品目名・規格等	単位	料金(税込)
文 書 料	一般診断書	1件	3,300円
	自立支援医療診断書	1件	3,300円
	健康診断書(医師意見書、その他一式セット)	1件	5,500円
	精神保健福祉手帳用診断書	1件	5,500円
	障害年金診断書	1件	11,000円
	障害年金診断書以外の各種年金診断書	1件	11,000円
	主治医意見書(A4タイプ)	1件	3,300円
	主治医意見書(A3タイプ)	1件	5,500円
	生命保険入院診断書	1件	11,000円
	簡易保険診断書	1件	6,600円
	成年後見人診断書	1件	5,500円
	施設入所診断書	1件	5,500円
	死亡診断書(保険会社様式)	1件	11,000円
	死亡診断書(役所提出様式)	1件	5,500円
	障害補償給付支給請求書(10号様式)	1件	4,400円
	特別障害者手当認定診断書	1件	11,000円
	自賠責保険診断書	1件	11,000円
	自賠責保険後遺症診断書	1件	11,000円
	自賠責保険診療報酬請求明細書	1件	5,500円
	副作用 救済給付用受診証明書・医療手当診断書	1件	11,000円
	副作用救済給付用医療手当診断書	1件	11,000円
	自院所定診断書	1件	5,500円
	公安委員会提出用診断書	1件	5,500円
	障害補償給付請求書(労災・10号様式)	1件	5,500円
	年金受給請求書	1件	6,600円
	遺族年金請求書	1件	11,000円
	入院証明書・通院証明書(保険会社) ※同時証明の場合、各々1件	1件	11,000円
	初診日証明書	1件	3,300円
	医療費点数証明書	1件	3,300円
	領収証明書(支払証明書)	1件	3,300円
	傷病手当金請求書(職安用)	1件	3,300円
	病状調査書(就労可否証明)	1件	5,500円
	オムツ使用証明書	1件	3,300円
	自賠責保険証明書	1件	6,600円
	簡易文書料(事務職員記載による簡易な入院期間等証明)	1件	1,100円
	国民保険一部負担金免除申請	1件	2,200円
	猟銃等所持許可に係わる診断書	1件	11,000円
	個人番号カード顔写真証明書	1件	1,100円
	放射線診断画像(レントゲン・CT) CD-ROM媒体への複写資料	1件	3,300円



(別紙) 保険外費用のご案内(2) ~2025年11月1日現在~

当院では、以下の項目につきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。詳細については、スタッフまでお問い合わせください。

(詳細は当該「保険外費用のご案内」(1)～(2)をご覧ください。院内掲示等に記載しております。)

料金区分	品目名・規格等	単位	料金(税込)
カルテ開示請求 関連手数料	請求時 基本料金	1件	5,500円
	複写料 白黒コピー代(片面)	1枚	30円
	// レントゲン、CT画像(CD-ROM媒体)	1枚	3,300円
訪問看護 関連経費	<交通費>		
	I 徒歩による訪問(1ヵ月未満)	1回	0円
	II 神奈川区、保土ヶ谷区、西区、港北区(Iの地域を除く)	1回	500円
	III 中区、旭区、戸塚区、港南区、磯子区、南区、緑区、都筑区、鶴見区	1回	1,000円
入院時 日常費用	お小遣い代行管理料	1日	110円
	私物保管料 (入院期間15日以上の場合)	1ヶ月	3,300円
	// (入院期間14日以内の場合)	-	1,650円
	代理業務手数料	1回	2,200円
	外出付添い料 (1時間まで)	1回	2,200円
	// (以降30分毎)		1,100円
	理美容(出張)サービス ヘアカット	1回	2,000円
	// ヘアカラー	1回	4,200円
	コインランドリー	1回	200円
入院セットレンタル ほか レンタル用品 利用料	① 基本セットレンタル	1日	385円
	② 衣類セット	1日	550円
	③ 私物洗濯	1日	220円
	④ 紙オムツセット(A)	1日	770円
	⑤ 紙おむつセット(B)	1日	440円
	※ 別途：生活保護受給中の方を対象としたプランあり)		
	エアマット(ベッド上)	月額	4,840円
	車椅子(身体症状に応じた製品)	月額	2,200円 ～7,700円
	※ 上記に加え車椅子用転倒防止バーを付けた場合	月額	500円
	車いす用クッション	月額	550円
特別療養環境加算 (差額ベッド料金)	1人室(特室) 合計 4室 4床	1日	5,500円
	1人室 合計 8室 8床	1日	3,300円
	2人室 合計 1室 2床	1日	2,200円
	4人室 合計 8室32床(新館1階に配置)	1日	1,100円
	4人室 合計 15室60床(新館2階～4階に配置)	1日	550円
	※ 詳細は別紙「特別療養加算 有償病床一覧」に記載・掲示		



～「患者さんの権利と責務」について～

◇ 患者さんの権利について

1. 患者さんには、その人格、価値観を尊重され、良質の医療を公平に受ける権利があります。
2. 患者さんには、自身の病状や治療方法、予後などについて十分な説明を受けたうえで、治療や検査を受けるか否かを決定する権利があります。
3. 患者さんには、主治医以外の医師に相談する権利（セカンドオピニオンを受ける権利）があります。
4. 患者さんには、自身の診療記録の開示を求める権利があります。また、患者さんの個人情報には患者さんの承諾があるか、法律上の規定に基づくものでない限り、第三者に開示されることはありません。
5. 患者さんの尊厳とプライバシーを守る権利は、医療の場において常に尊重されます。

◇ 患者さんの責務について

1. 患者さんは、過去の病歴、薬歴、入院歴、家族の病歴その他現在の健康状態に関する事項について、正確な情報を医師・看護師などの医療従事者にお伝えください。医師・看護師などの医療従事者に誤った情報が伝えられると、適切な治療ができない場合があります。
 2. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者の説明を理解するように努め、患者さん自身が同意した治療にはご協力ください。治療方針等に疑問がある場合や、その変更を希望する場合は、主治医とよくご相談のうえ、明確な意思表示をしてください。
 3. 患者さんの診療、検査や病院施設のご利用等に関しては、特段の事情がない限り、医師・看護師などの医療従事者や病院職員の指示、指導に従ってください。
 4. 患者さんは、すべての患者さんが適切な医療を受けられるよう、病院の規則や社会的ルールを遵守し、他の患者さんの迷惑になるような行為はしないでください。
 5. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者や病院職員に対し、暴力、暴言、セクハラ、診療の妨げとなる迷惑行為（大声を出す、長時間の居座り、喫煙等）は厳に慎むようお願いいたします。
 6. 医療費は遅滞なくお支払いください。
- 上記の責務を遵守いただけない場合は、当院での診療をお断りさせていただく場合があります。特に、上記5の行為（暴力、暴言等）が目にする場合には、警察に通報することもありますので、ご了解ください。また、患者さんのご家族等が、上記の患者の義務の趣旨に反する行為をされた場合も、当院での診療をお断りさせていただく場合や、ご家族の病院への立ち入りをお断りさせていただくこともあります。
- 医療は、病院と患者さんの協働作業であり、病院と患者さん相互の信頼があって初めて成立するものです。適切な医療が実施できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

2025年4月1日

公益財団法人 紫雲会 横浜病院
管理者 院長 高久英之



公益財団法人紫雲会 横浜病院
SHUNKAI YOKOHAMA HOSPITAL Medical & Dental

(法009-202504_5)